

令和7年（2025年）7月

市営住宅入居者募集案内



草加市役所 住宅政策課
(TEL 048-922-1798)

<令和7年（2025年）7月市営住宅入居者募集案内>

1 市営住宅入居者募集について

市営住宅入居者募集とは、建設型市営住宅及び借上型市営住宅に空き部屋が生じた際に入居者を公募するものです。

申込者数が募集戸数を上回った場合には、抽選を行います。

2 申込みについて

申込受付を次のとおり実施します。

(1)申込方法：住宅政策課まで申込書を持参又は郵送（締切日消印有効）

(2)申込期間：令和7年（2025年）7月1日（火）から
令和7年（2025年）7月22日（火）まで
（持参の場合土日祝を除く）

(3)受付時間：午前8時30分から午後5時まで

(4)提出場所：住宅政策課

草加市高砂1-1-1 草加市役所本庁舎5階

(5)郵送先：〒340-8550 草加市高砂1-1-1 草加市役所住宅政策課

(6)提出書類：草加市営住宅入居申込書（この募集案内に添付してあります。P48）

*申込みに当たり、申込者及び入居しようとする親族の個人番号（マイナンバー）が必要となります。また、提出の際に本人確認を行います。詳細はP52を参照してください。

*募集対象者の要件を満たしていない場合や、記入漏れ、未記入、誤記入及び読みとれない部分等がある申込みは受け付けられません。また、資格等を誤って申告されますと失格となりますので、十分ご注意ください。

3 建設型市営住宅と借上型市営住宅について

市営住宅は、市が建設した「建設型市営住宅」と、市が独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）から借上げを行い、市営住宅として管理する「借上型市営住宅」の二種類に分類されます。大まかな違いについては、次のとおりです。

(1)建設型市営住宅

- ・市が建設した住宅
- ・入居期間の定めなし
- ・エレベーターなし
- ・共益費は不要（自治会費が必要となる場合があります）
- ・給湯設備なし（必要な方は、入居後に自己負担にて設置してください）
- ※網戸、エアコン用コンセントも自己負担にて設置となります。

(2)借上型市営住宅

- ・市が独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）より借上げている住宅
- ・入居期間の定めあり（借上期間満了日まで）
- ・エレベーターあり
- ・共益費が必要（金額は年度により変動する場合があります）
- ・給湯設備あり

4 募集住宅について

入居者募集を行う市営住宅は、次のとおりです。希望する住戸を1つだけ選択し、お申込みください。

なお、エアコンは各居室とも設置されていません。必要な方は、入居後に自己負担にて設置してください。

(1)建設型市営住宅

- ・エレベーターは全ての住宅で設置されておりません。
- ・浴槽、風呂釜は全ての居室に設置されています。
- ・ガスの供給はプロパンガスとなります。
- ・駐車場はありません。

【単身世帯（2UDK）】

※建設型市営住宅は、原則として2人以上の世帯向けとして募集を行っていますが、単身向け住戸の需要が高いことから、次の住戸を、単身向けとして募集します。

番号	住宅名	所在地	階数	募集戸数	建設年度	備考
1613	青柳住宅	草加市青柳8-3-10	3階	1戸	S49	2UDK

「U」：Utility Space（多目的スペース）付きの間取りの住宅です。

【2人以上の世帯（2UDK）】

番号	住宅名	所在地	階数	募集戸数	建設年度	備考
1324	柳島住宅	草加市柳島町277	4階	1戸	S45	2UDK
1622	青柳住宅	草加市青柳8-3-10	2階	1戸	S49	2UDK

「U」：Utility Space（多目的スペース）付きの間取りの住宅です。

(2)借上型市営住宅

- ・入居期間の定めがあります。
- ・エレベーターは全ての住宅に設置されています。
- ・浴槽、風呂釜は全ての居室に設置されています。
- ・ガスの供給は都市ガスとなります。
- ・駐車場があります。（使用に当たっては、別途UR都市機構との契約が必要です）

【単身世帯（1DK）】

番号	住宅名	所在地	階数	募集戸数	建設年度	入居期間	備考
2113	松原第1住宅	草加市松原1-4-2	3階	2戸	H20	<u>(2028)R10.8.15</u> まで	1DK

【2人以上の世帯（2DK）】

番号	住宅名	所在地	階数	募集戸数	建設年度	入居期間	備考
2223	松原第2住宅	草加市松原1-7-11	3階	1戸	H23	<u>(2032)R14. 3. 23</u> まで	2DK

5 家賃について

市営住宅の家賃は収入によって決まります。収入申告は毎年度していただきますので、収入額に変動があれば家賃額も変動します。

住宅名	間取り	家賃(令和7年度(2025年度))	共益費
柳島住宅	2UDK	12,000円～17,900円	なし(自治会費あり)
青柳住宅	2UDK	14,900円～22,200円	なし(自治会費あり)
松原第1住宅	1DK	19,500円～29,100円	3,500円※
松原第2住宅	2DK	26,400円～39,400円	3,500円※

※共益費は変動する場合があります。

6 募集対象者の資格条件について

市営住宅に入居できる方は、一定の条件を備えていなければなりません。

また、単身向け住戸の入居者は、特に優先的に居住の安定を図るべき方を対象者とするため、別途資格条件があります。詳細は下記のページを参照してください。

○建設型市営住宅の資格条件…P7～ 借上型市営住宅の資格条件…P24～

7 抽選番号について

申込み締切後、抽選番号を住宅政策課から通知します。抽選番号は原則として申込1件につき1個となりますが、2人以上の世帯用の優先世帯の要件を有する方、単身世帯用の要件を2つ以上有する世帯については、抽選番号を加算し、2個付与します。なお、障がい者の優遇抽選資格は、複数該当する場合でも1人1要件までとなります。

8 公開抽選について

令和7年(2025年)8月4日(月)に、公開抽選により当選者(入居予定者)・補欠者・落選者を決定し、抽選結果を通知します。

※抽選会を欠席された場合でも、抽選結果に影響はありません。

※抽選結果は市ホームページでも公開します。

9 入居資格審査について

入居予定者として当選された方につきましては、P56～57の「入居資格審査に必要な書類」にて必要な書類を確認し、住宅政策課に提出してください。ご提出いただいた書類を基に、草加市市営住宅設置及び管理条例、公営住宅法等の法令に照らし、厳正に資格審査を行い、入居者を決定します。審査に当たり、住民基本台帳、課税情報等を内部で照会させていただきます。予めご了承ください。

収入基準に該当しない方や、資格等を誤って申告された方は失格となります。

10 審査結果について

入居資格審査で合格となった方には、「市営住宅入居承認書」、「市営住宅入居請書」及び「敷金納付書」、「住まいのしおり」等を送付します。

1.1 連帯保証人について

市営住宅に入居する際には、入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人が、原則として1名必要となります。

なお、連帯保証人をやむを得ず立てられない方は、別途ご相談ください。

1.2 入居手続きについて

敷金（家賃の3か月分）の納付を済ませ、「市営住宅入居請書」の本人及び連帯保証人欄にそれぞれが直筆で必要事項を記入・押印し、連帯保証人の「課税証明書」、「印鑑登録証明書」を添えて住宅政策課まで提出してください。その際、敷金の納付確認のため、敷金の「領収書」もご持参ください。

連帯保証人の方は、印鑑登録されている印鑑での押印が必要になります。

1.3 入居可能日について

令和7年（2025年）9月16日（火）以降の入居となります。

1.4 修繕費用の負担について

市営住宅では、入居期間中の軽微な修繕について、入居者の負担にて修繕を実施していただきます。また、退去時には、入居者の責に帰する修繕費用、畳のある居室については畳の表替え費用を負担いただくこととなりますので、予めご了承ください。

*詳細は下記のページを参照してください。

○建設型市営住宅…P 38～41 ○借上型市営住宅…P 42～P 45

1.5 建物の外観および室内の様子について

本募集案内の末尾に見本として室内の写真を載せています。応募する居室を検討する際の参考としてください。（仕様は変更となる場合があります。）

1.6 問い合わせ先

ご不明な点等ございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

草加市役所 住宅政策課

電話：048-922-1798（直通）

FAX：048-922-3148

！注意！ 必ずお読みください

(1) 抽選又は当選者辞退による繰上げ当選により入居予定者となった方が、正当な理由なく期日内に資格審査手続きを行わない場合又は資格審査合格後に入居を辞退する場合は、次回の市営住宅入居者募集には応募できません。

申込要件、市営住宅の所在地や入居期間等を十分に検討した上で申込みをしてください。

(2) 資格審査に合格した後、指定する期日までに入居手続きが行われない場合も、(1)と同様の取扱いとなります。申込みの前に、連帯保証人の候補となる方に対して、予め相談をしておいてください。

〈申込みから入居までの流れ〉

(1) 申込みから抽選まで

申込書の記入・申込み手続き

記入例を必ず確認の上「草加市市営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、令和7年(2025年)7月1日(火)から令和7年(2025年)7月22日(火)までに住宅政策課へご提出ください。

① P 4 8



抽選番号の通知

申込み締切後、抽選会の前日までに、抽選番号の通知が住宅政策課から届きます。



抽選

入居予定者を決めるための抽選会を、令和7年(2025年)8月4日(月)に公開で行います。抽選により、当選者(入居予定者)・補欠者・落選者を決定します。



抽選結果の通知

抽選より概ね10日以内に、抽選結果の通知が住宅政策課から届きます。
※抽選結果は市ホームページでも公開します。

(2) 当選者(入居予定者)となられた方

入居資格審査

「入居資格審査に必要な書類」を確認し、住宅政策課に提出してください。

② P 5 6



入居手続き

入居資格審査で合格となった方は、指定する期日までに、敷金を納付し、入居請書(連帯保証人との連署)、その他必要書類を提出してください。



入居

入居可能日から15日以内に入居してください。

(3) 補欠者となられた方

当選者が辞退した場合や失格となった場合に「繰上げ当選」となります。「繰上げ当選」された場合は、通知が住宅政策課から届きますので、(2)当選者(入居予定者)と同じく手続きをしていただき、入居となります。

ただし、補欠者資格の有効期限は令和7年11月28日(金)までとなり、その日以降は落選扱いとなります。

(4) 落選された方

落選された方は、次回以降の募集で再度お申込みください。

＜ 建設型市営住宅 募集対象者の資格条件（詳細） ＞

1-1 建設型市営住宅入居資格条件（2人以上の世帯用）

(1)現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係にある方、その他婚姻の予約を含む。以下同じ。）があること。

(2)現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。

原則として、次の住宅に居住している方は、「住宅に困窮」しているとは認められません。

自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅

ただし、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みができます。

(3)市内に1年以上住所を有している方であること（申込期間の末日時点）。

(4)市税等を滞納していない方であること。

(5)外国人にあっては、世帯全員が住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。

(6)申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。

(7)世帯の収入月額が次の基準額以下であること。

一般世帯	158,000円以下
裁量世帯	214,000円以下

*収入月額が収入基準内かどうかは、この募集案内に添付してある「収入月額の算出方法」により確認することができます。

裁量世帯とは、次のいずれかに該当する方が入居もしくは同居する世帯を指します。

○入居者又は同居者に次のア～オに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(ウ) ④、A又はBの療育手帳の交付を受けている者

イ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者）の交付を受けている者

ウ 被爆者手帳の交付を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

○入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者（入居可能日の前日時点）である場合

○同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

1-2 優先入居対象者について

次のいずれかの要件を備えている方は、優先入居対象者となります。

(1) 母子、父子世帯（ひとり親世帯）で次の要件を備える者

現に20歳未満の子を扶養している者で、配偶者のない者

※別居中、離婚調停中、又は婚約者や内縁関係の相手がいる方は該当しません。

(2) 60歳以上の高年者で次に掲げるいずれかに該当する親族とのみ現に同居し、又は同居しようとする者

ア 配偶者

イ 18歳未満（入居可能日の前日時点）の者

ウ 60歳以上（入居可能日の前日時点）の者

(3) 申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する者

ア 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 療育手帳の交付を受けている者

エ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者）の交付を受けている者

オ 被爆者手帳の交付を受けている者

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当する者

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に規定する女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認書等が発行されている者

(5) 離職退去者で次の各号の全てに該当する者

ア 派遣契約の停止や有期契約による労働者の雇止め等に伴い、社員寮等から退去を余儀なくされた者（見込みの者を含む。）であること。

イ ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要であると認められる者であること。

ウ 同居しようとする者がある場合、その者が離職時に同居していた親族であること。

***離職退去者の入居に係る取扱いについて**

離職退去者の入居が決まった場合には、次のとおり取り扱うこととなります。

- ①市営住宅に入居できる期間は、原則として入居可能日から起算して1年以内となります。
- ②原則として、住宅確保給付金制度を利用して再就職活動を進めていただきます。

***事実上の婚姻関係にある方の入居に係る取扱いについて**

入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が、内縁関係又は婚約関係にある場合については、次のとおり取り扱うこととなります。

①内縁関係の方

資格審査書類の提出日において、住民票上で1年以上同居していることが資格審査の要件となりますので、入居予定者となられた方については、住民基本台帳で確認させていただきます。

②婚約関係にある方

資格審査書類として、婚姻届受理証明書又は入籍後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出していただきます。

③草加市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ及びファミリーシップ関係にある方

資格審査書類として宣誓書受領証又は宣誓書受領カードのいずれかの写しを提出していただきます。（発行から3ヵ月以上経過している場合には、別途戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出していただきます。）

また、1年以上の同居要件は求めないものとします。

***事実上婚姻関係が解消した世帯の入居に係る取扱いについて**

入居予定者が、事実上婚姻関係が解消している状態にある場合については、資格審査の際に、離婚成立後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、離婚が成立していない場合には、戸籍全部事項証明書と併せて、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている旨の証明書又は児童扶養手当証明書を提出していただきます。

※母子、父子世帯（ひとり親世帯）の要件には該当しません。

***DV被害者世帯の入居に係る取扱いについて**

DV被害者世帯が入居予定者となられた場合、次のとおり資格審査書類を提出していただきます。

①前ページ（4）アに該当する方

- ・配偶者暴力相談支援センターの長の証明（入所の証明）
- ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明）

②前ページ（4）イに該当する方

- ・裁判所が決定した保護決定書の写し

③前ページ（4）ウに該当する方

- ・女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書
- ・配偶者暴力対応機関等の発行する確認書

〈抽選番号の加算について〉

原則として抽選番号は1世帯につき1個となりますが、前項2「優先入居対象者」に該当する世帯については、抽選番号を2個に加算し、抽選を行います。

なお、障がい者の優先抽選資格は、1人1要件までとなります。

2 建設型市営住宅入居資格条件（単身者用）

単身者向け住宅に入居できる方は、特に居住の安定を図る必要のある世帯を対象としているため、次の共通資格条件をすべて満たし、かつ、単身者用の資格条件のいずれかを備えていなければなりません。

【共通資格条件】

(1)現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。

原則として、次の住宅に居住している方は、「住宅に困窮」しているとは認められません。

自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅

ただし、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできます。

(2)市内に1年以上住所を有している方であること（申込期間の末日時点）。

(3)市税等を滞納していない方であること。

(4)外国人にあっては、世帯全員が住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。

(5)申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。

(6)収入月額が次の基準額以下であること。

一般世帯	158,000円以下
裁量世帯	214,000円以下

*収入月額が収入基準内かどうかは、この募集案内に添付してある「収入月額の算出方法」により確認することができます。

裁量世帯とは、入居者が次のいずれかに該当する世帯を指します。

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(ウ) ④、A又はBの療育手帳の交付を受けている者

イ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者）の交付を受けている者

ウ 被爆者手帳の交付を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

【単身者用資格条件】

(1) 60歳以上（入居可能日の前日時点）の者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 1級又は3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ウ 療育手帳の交付を受けている者
- エ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者）の交付を受けている者
- オ 被爆者手帳の交付を受けている者
- カ 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者
- キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク 特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者
- ケ 生活保護受給者

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当する者

- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に規定する女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認書等が発行されている者

***事実上婚姻関係が解消した世帯の入居に係る取扱いについて**

入居予定者が、事実上婚姻関係が解消している状態にある場合については、資格審査の際に、離婚成立後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、離婚が成立していない場合には、戸籍全部事項証明書と併せて、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている旨の証明書又は児童扶養手当証明書を提出していただきます。

***DV被害者世帯の入居に係る取扱いについて**

DV被害者世帯が入居予定者となられた場合、次のとおり資格審査書類を提出していただきます。

①上記（3）アに該当する方

- ・配偶者暴力相談支援センターの長の証明（入所の証明）
- ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明）

②上記（3）イに該当する方

- ・裁判所が決定した保護決定書の写し

③上記（3）ウに該当する方

- ・女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書
- ・配偶者暴力対応機関等の発行する確認書

〈抽選番号の加算について〉

原則として抽選番号は1世帯につき1個となりますが、募集対象者の要件を2つ以上有する世帯については、抽選番号を2個に加算し、抽選を行います。

なお、障がい者の優遇抽選資格は、1人1要件までとなります。

(例) 障害者手帳をお持ちの方が単身向け住戸に申込み

- (1) 60歳以上（入居可能日の前日時点）の者
 - (2) ア 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- 上記、(1)と(2)アに該当 ⇒ 抽選番号 2個

記入例

建設型市営住宅（2人以上の世帯用） 申込みチェックリスト

①申込	②裁量	③優先
✓		

①の要件をすべて備えている必要がありますので、チェックをお願いいたします。

①共通申込資格要件

※申込みに当たっては、以下の条件を必ず備えている必要があります。

現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係にある方、その他婚姻の予約を含む。以下同じ。）があること。	✓
現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。（現に自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅に入居していないこと。）※	✓
市内に1年以上住所を有している方であること。 （申込期間の末日時点。内縁関係にある方の場合、住民票上で1年以上同居していることが要件となります。）	✓
市税等を滞納していない方であること。	✓
外国人にあっては、住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。	✓
申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。	✓
収入月額が158,000円以下であること 裁量世帯にあっては214,000円以下であること （裁量世帯の要件は次ページを参照）	✓

※

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできます。

建設型市営住宅（2人以上の世帯用） 申込みチェックリスト

①申込	②裁量	③優先

①共通申込資格要件

※申込みに当たっては、以下の条件を必ず備えている必要があります。

現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係にある方、その他婚姻の予約を含む。以下同じ。）があること。	
現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。（現に自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅に入居していないこと。）※	
市内に1年以上住所を有している方であること。 （内縁関係にある方の場合、住民票上で1年以上同居していることが要件となります。）	
市税等を滞納していない方であること。	
外国人にあっては、住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。	
申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。	
収入月額が158,000円以下であること 裁量世帯にあっては214,000円以下であること （裁量世帯の要件は次ページを参照）	

※

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできません。

建設型市営住宅（2人以上の世帯用） 申込みチェックリスト

②裁量世帯の要件

次のいずれかの項目に該当する世帯は、裁量世帯となるため、収入月額要件が214,000円以下に緩和されます。

※年齢要件の基準日は、入居可能日の前日時点とします。

入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合		
障害者基本法第2条第1号に規定する者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの	(ア) 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者	
	(イ) 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
	(ウ) ④、A又はBの療育手帳の交付を受けている者	
戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者）の交付を受けている者		
被爆者手帳の交付を受けている者		
海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者		
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等		

入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合	
--	--

同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合	
---------------------------	--

次ページへ続く

建設型市営住宅（2人以上の世帯用） 申込みチェックリスト

③優先世帯の要件

次のいずれかの項目に該当する世帯は、優先入居対象者となるため、抽選番号を2倍に加算して抽選を行います。

※年齢要件の基準日は、入居可能日の前日時点とします。

母子、父子世帯で次の要件を備える者	
現に20歳未満の子を扶養している者で、配偶者のない者 ※別居中、離婚調停中、又は婚約者や内縁関係の相手がいる方は 該当しません。	

60歳以上の高年者で次に掲げるいずれかに該当する親族とのみ現に同居し、又は同居しようとする者	
配偶者	
18歳未満の者	
60歳以上の者	

申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する者	
1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者	
1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
療育手帳の交付を受けている者	
戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者）の交付を受けている者	
被爆者手帳の交付を受けている者	

次ページへ続く

建設型市営住宅（2人以上の世帯用） 申込みチェックリスト

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当する者	
配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者	
配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に規定する女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認書等が発行されている者	

離職退去者で次の各号の全てに該当する者※	
派遣契約の停止や有期契約による労働者の雇止め等に伴い、社員寮等から退去を余儀なくされた者（見込みの者を含む。）であること。	
ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要であると認められる者であること。	
同居しようとする者がある場合、その者が離職時に同居していた親族であること。	

※

離職退去者の入居に係る取扱いについて

離職退去者の入居が決まった場合には、次のとおり取扱うこととなります。

- ①市営住宅に入居できる期間は、原則として入居可能日から起算して1年以内となります。
- ②原則として、住居確保給付金制度を利用して再就職活動を進めていただきます。

記入例

建設型市営住宅（単身用） 申込みチェックリスト

①共通	②裁量
✓	✓

→

③単身
✓

①の条件（②に該当の場合は①および②のいずれか）をすべて備え、③単身者の資格条件を備えている必要がありますので、チェックをお願いいたします。

①共通申込資格要件

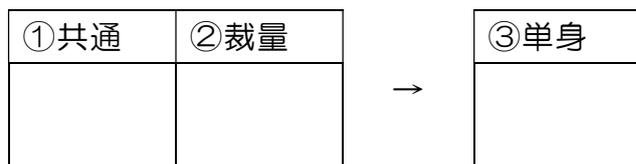
※申込みに当たっては、以下の条件を備え、かつ単身者にあっては1DK（単身者用）入居資格条件、2人以上の世帯にあっては2DK（2人以上の世帯用）入居資格条件のいずれかを備えていなければなりません。

現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。（現に自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅に入居していないこと。）※	✓
市内に1年以上住所を有している方であること。 （内縁関係にある方の場合、住民票上で1年以上同居していることが要件となります。）	✓
市税等を滞納していない方であること。	✓
外国人にあっては、住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。	✓
申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。	✓
収入月額が158,000円以下であること 裁量世帯にあっては214,000円以下であること （裁量世帯の要件は次ページを参照）	✓

※

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできます。

建設型市営住宅（単身用） 申込みチェックリスト



①共通申込資格要件

※申込みに当たっては、以下の条件を備え、かつ単身者の入居資格条件のいずれかを備えていなければなりません。

現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。（現に自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅に入居していないこと。）※	
市内に1年以上住所を有している方であること。 （内縁関係にある方の場合、住民票上で1年以上同居していることが要件となります。）	
市税等を滞納していない方であること。	
外国人にあっては、住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。	
申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。	
収入月額が158,000円以下であること 裁量世帯にあっては214,000円以下であること （裁量世帯の要件は次ページを参照）	

※

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできます。

建設型市営住宅（単身用）申込みチェックリスト

②裁量世帯の要件

次のいずれかの項目に該当する世帯は、裁量世帯となるため、収入月額要件が214,000円以下に緩和されます。

次のいずれかに該当する者		
障害者基本法第2条第1号に規定する者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの	(ア)	1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者
	(イ)	1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
	(ウ)	④、A又はBの療育手帳の交付を受けている者
戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者）の交付を受けている者		
被爆者手帳の交付を受けている者		
海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者		
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等		

次ページへ続く

建設型市営住宅（単身用）申込みチェックリスト

抽選番号が加算される場合があるため、全ての項目を確認してください。

③単身者の入居資格条件

※年齢要件の基準日は、入居可能日の前日時点とします。

60歳以上の者	
---------	--

次のいずれかに該当する者	
1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者	
1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
療育手帳の交付を受けている者	
戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者）の交付を受けている者	
被爆者手帳の交付を受けている者	
本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者	
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等	

生活保護を受給している者	
--------------	--

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当する者	
配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者	
配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に規定する女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認書等が発行されている者	

特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者	
---------------------	--

〈 借上型市営住宅 募集対象者の資格条件（詳細） 〉

3 借上型市営住宅入居資格条件（2人以上の世帯用）

借上型市営住宅に入居できる方は、次の(1)～(6)の条件を備え、かつ2人以上の世帯にあっては、2DK（2人以上の世帯用）の入居資格条件のいずれかを備えていなければなりません。

- (1)現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。
原則として、次の住宅に居住している方は、「住宅に困窮」しているとは認められません。
自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅
ただし、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできます。
- (2)市内に1年以上住所を有している方であること（申込期間の末日時点）。
- (3)市税等を滞納していない方であること。
- (4)外国人にあっては、世帯全員が住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。
- (5)申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。
- (6)収入月額が次の基準額以下であること。
世帯全員の収入の総額が、収入月額158,000円以下であること。
*収入月額が収入基準内かどうかは、この募集案内に添付してある「収入月額の算出方法」により確認することができます。

2DK（2人以上の世帯用）入居資格条件

- (1)母子、父子世帯（ひとり親世帯）で、現に20歳未満の子を扶養している者であること。
- (2)60歳以上の高年者で次に掲げるいずれかに該当する親族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係にある者、その他婚姻の予約を含む。以下同じ。）とのみ現に同居し、又は同居しようとする者
 - ア 配偶者
 - イ 18歳未満の者
 - ウ 60歳以上の者
- (3)申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する者
 - ア 1級から4級までのいずれかの身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ウ ㊸、A又はBの療育手帳の交付を受けている者
 - エ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている者
 - オ 被爆者手帳の交付を受けている者

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当する者

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に規定する女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認書等が発行されている者

(5) 離職退去者で次の各号の全てに該当する者

ア 派遣契約の停止や有期契約による労働者の雇止めに伴い、社員寮等から退去を余儀なくされた者（見込みの者を含む。）であること。

イ ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要であると認められる者であること。

ウ 同居しようとする者がある場合、その者が離職時に同居していた親族であること。

***離職退去者の入居に係る取扱いについて**

離職退去者の入居が決まった場合には、次のとおり取り扱うこととなります。

①市営住宅に入居できる期間は、原則として入居可能日から起算して1年以内となります。

②原則として、住宅確保給付金制度を利用して再就職活動を進めていただきます。

***事実上の婚姻関係にある方の入居に係る取扱いについて**

入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が、内縁関係又は婚約関係にある場合については、次のとおり取り扱うこととなります。

①内縁関係の方

資格審査書類の提出日において、住民票上で1年以上同居していることが資格審査の要件となりますので、入居予定者となられた方については、住民基本台帳で確認させていただきます。

②婚約関係にある方

資格審査書類として、婚姻届受理証明書又は入籍後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出していただきます。

③草加市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ及びファミリーシップ関係にある方

資格審査書類として宣誓書受領証又は宣誓書受領カードのいずれかの写しを提出していただきます。（発行から3ヵ月以上経過している場合には、別途戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出していただきます。）

また、1年以上の同居要件は求めないものとします。

***事実上婚姻関係が解消した世帯の入居に係る取扱いについて**

入居予定者が、事実上婚姻関係が解消している状態にある場合については、資格審査の際に、離婚成立後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、離婚が成立していない場合には、戸籍全部事項証明書と併せて、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている旨の証明書又は児童扶養手当証明書を提出していただきます。

※母子、父子世帯（ひとり親世帯）の要件には該当しません。

***DV被害者世帯の入居に係る取扱いについて**

DV被害者世帯が入居予定者となられた場合、次のとおり資格審査書類を提出していただきます。

①前ページ（４）アに該当する方

- ・配偶者暴力相談支援センターの長の証明（入所の証明）
- ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明）

②前ページ（４）イに該当する方

- ・裁判所が決定した保護決定書の写し

③前ページ（４）ウに該当する方

- ・女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書
- ・配偶者暴力対応機関等の発行する確認書

〈抽選番号の加算について〉

原則として抽選番号は1世帯につき1個となりますが、募集対象者の要件を2つ以上有する世帯については、抽選番号を2個に加算し、抽選を行います。

なお、障がい者の優遇抽選資格は、1人1要件までとなります。

(例) 母子世帯の方が2DKに申込み

- (1) 母子世帯で現に20歳未満の児童を扶養している者
 - (3) ウ 療育手帳Aの交付を受けている同居しようとする親族がいる
- 上記、(1)と(3)ウに該当 ⇒ 抽選番号 2個

4 借上型市営住宅入居資格条件（単身者用）

借上型市営住宅に入居できる方は、次の(1)～(6)の条件を備え、かつ単身者にあつては、1DK（単身者用）の入居資格条件のいずれかを備えていなければなりません。

(1)現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。

原則として、次の住宅に居住している方は、「住宅に困窮」しているとは認められません。

自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅

ただし、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできません。

(2)市内に1年以上住所を有している方であること（申込期間の末日時点）。

(3)市税等を滞納していない方であること。

(4)外国人にあつては、世帯全員が住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。

(5)申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。

(6)収入月額が次の基準額以下であること。

世帯全員の収入の総額が、収入月額158,000円以下であること。

*収入月額が収入基準内かどうかは、この募集案内に添付してある「収入月額の算出方法」により確認することができます。

1DK（単身者用）入居資格条件

(1) 60歳以上（入居可能日の前日時点）の者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ ④、A又はBの療育手帳の交付を受けている者

エ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者）の交付を受けている者

オ 被爆者手帳の交付を受けている者

カ 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、①から③までのいずれかに該当する者

①配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

②配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

- ③困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に規定する女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認書等が発行されている者
- ケ 特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者

(3) 離職退去者で次の各号の全てに該当する者

- ① 派遣契約の停止や有期契約による労働者の雇止め等に伴い、社員寮等から退去を余儀なくされた者（見込みの者を含む。）であること。
- ② ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要であると認められる者であること。

*離職退去者の入居に係る取扱いについて

離職退去者の入居が決まった場合には、次のとおり取り扱うこととなります。

- ①市営住宅に入居できる期間は、原則として入居可能日から起算して1年以内となります。
- ②原則として、住宅確保給付金制度を利用して再就職活動を進めていただきます。

*事実上の婚姻関係にある方の入居に係る取扱いについて

入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が、内縁関係又は婚約関係にある場合については、次のとおり取り扱うこととなります。

①内縁関係の方

資格審査書類の提出日において、住民票上で1年以上同居していることが資格審査の要件となりますので、入居予定者となられた方については、住民基本台帳で確認させていただきます。

②婚約関係にある方

資格審査書類として、婚姻届受理証明書又は入籍後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出していただきます。

③草加市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ及びファミリーシップ関係にある方

資格審査書類として宣誓書受領証又は宣誓書受領カードのいずれかの写しを提出していただきます。（発行から3ヵ月以上経過している場合には、別途戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出していただきます。）

また、1年以上の同居要件は求めないものとします。

*事実上婚姻関係が解消した世帯の入居に係る取扱いについて

入居予定者が、事実上婚姻関係が解消している状態にある場合については、資格審査の際に、離婚成立後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、離婚が成立していない場合には、戸籍全部事項証明書と併せて、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている旨の証明書又は児童扶養手当証明書を提出していただきます。

*DV被害者世帯の入居に係る取扱いについて

DV被害者世帯が入居予定者となられた場合、次のとおり資格審査書類を提出していただきます。

①前ページ（2）ク①に該当する方

- ・配偶者暴力相談支援センターの長の証明（入所の証明）
- ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明）

②前ページ（2）ク②に該当する方

- ・裁判所が決定した保護決定書の写し

③前ページ（2）ク③に該当する方

- ・女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書
- ・配偶者暴力対応機関等の発行する確認書

〈抽選番号の加算について〉

原則として抽選番号は1世帯につき1個となりますが、募集対象者の要件を2つ以上有する世帯については、抽選番号を2個に加算し、抽選を行います。

なお、障がい者の優遇抽選資格は、1人1要件までとなります。

(例) 障害者手帳をお持ちの方が2DKに申込み

- (1) 60歳以上（入居可能日の前日時点）の者
 - (2) 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 上記、(1)と(2)イに該当 ⇒ 抽選番号 2個

記入例

借上型市営住宅（2人以上の世帯用） 申込みチェックリスト

①共通
✓

→

②2DK
✓

①の要件をすべて備え、2DK（2人以上の世帯用）については②の資格要件を備えている必要がありますので、チェックをお願いいたします。

①共通申込資格要件

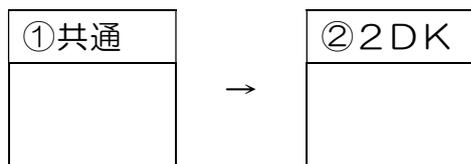
※申込みに当たっては、以下の条件を備え、かつ2人以上の世帯にあっては、2DK（2人以上の世帯用）入居資格条件を備えていなければなりません。

2DKについては現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係にある方、その他婚姻の予約を含む。以下同じ。）があること。	✓
現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。（現に自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅に入居していないこと。）※	✓
市内に1年以上住所を有している方であること。（内縁関係にある方の場合、住民票上で1年以上同居していることが要件となります。）	✓
市税等を滞納していない方であること。	✓
外国人にあっては、住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。	✓
申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。	✓
収入月額が158,000円以下であること	✓

※

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできます。

借上型市営住宅（2人以上の世帯用） 申込みチェックリスト



①共通申込資格要件

※申込みに当たっては、以下の条件を備え、かつ2人以上の世帯にあっては、2DK（2人以上の世帯用）入居資格条件を備えていなければなりません。

2DKについては現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係にある方、その他婚姻の予約を含む。以下同じ。）があること。	
現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。（現に自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅に入居していないこと。）※	
市内に1年以上住所を有している方であること。 （内縁関係にある方の場合、住民票上で1年以上同居していることが要件となります。）	
市税等を滞納していない方であること。	
外国人にあっては、住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。	
申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。	
収入月額が158,000円以下であること	

※

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできます。

借上型市営住宅（2人以上の世帯用） 申込みチェックリスト

抽選番号が加算される場合があるため、全ての項目を確認してください。

②2DK（2人以上の世帯用）入居資格条件

※年齢要件の基準日は、入居可能日の前日時点とします。

母子又は父子世帯で、現に20歳未満の子を扶養している者	
-----------------------------	--

60歳以上の高年者で次に掲げるいずれかに該当する親族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係にある者、その他婚姻の予約を含む。以下同じ。）とのみ現に同居し、又は同居しようとする者	
配偶者	
18歳未満の者	
60歳以上の者	

申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する者	
1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者	
1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
④、A又はBの療育手帳の交付を受けている者	
戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている者	
被爆者手帳の交付を受けている者	

次ページへ続く

借上型市営住宅（2人以上の世帯用） 申込みチェックリスト

②2DK（2人以上の世帯用）入居資格条件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当する者	
配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者	
配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に規定する女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認書等が発行されている者	

離職退去者で次の各号の全てに該当する者	
派遣契約の停止や有期契約による労働者の雇止め等に伴い、社員寮等から退去を余儀なくされた者（見込みの者を含む。）であること	
ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要であると認められる者であること	
同居しようとする者がある場合、その者が離職時に同居していた親族	

※

離職退去者の入居に係る取扱いについて

離職退去者の入居が決まった場合には、次のとおり取扱うこととなります。

- ①市営住宅に入居できる期間は、原則として入居可能日から起算して1年以内となります。
- ②原則として、住居確保給付金制度を利用して再就職活動を進めていただきます。

記入例

借上型市営住宅（単身用） 申込みチェックリスト

①共通
✓

→

②1DK
✓

①の要件をすべて備え、1DK（単身者）については②の資格要件を備えている必要がありますので、チェックをお願いいたします。

①共通申込資格要件

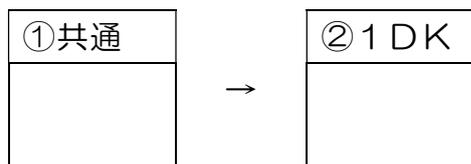
※申込みに当たっては、以下の条件を備え、かつ単身者にあっては1DK（単身者用）入居資格条件を備えていなければなりません。

2DKについては現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係にある方、その他婚姻の予約を含む。以下同じ。）があること。	/
現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。（現に自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅に入居していないこと。）※	✓
市内に1年以上住所を有している方であること。（内縁関係にある方の場合、住民票上で1年以上同居していることが要件となります。）	✓
市税等を滞納していない方であること。	✓
外国人にあっては、住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。	✓
申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。	✓
収入月額が158,000円以下であること	✓

※

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできます。

借上型市営住宅（単身用） 申込みチェックリスト



①共通申込資格要件

※申込みに当たっては、以下の条件を備え、かつ単身者にあっては1DK（単身者用）入居資格条件を備えていなければなりません。

2DKについては現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係にある方、その他婚姻の予約を含む。以下同じ。）があること。	
現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。（現に自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅、住宅供給公社住宅及び公営住宅に入居していないこと。）※	
市内に1年以上住所を有している方であること。（内縁関係にある方の場合、住民票上で1年以上同居していることが要件となります。）	
市税等を滞納していない方であること。	
外国人にあっては、住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者となっている方であること。	
申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。	
収入月額が158,000円以下であること	

※

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公的賃貸住宅、公社賃貸住宅に入居している方で、市営住宅申込みの収入基準に該当し、かつ、生活保護を受給し、家賃の負担が生活保護法における住宅扶助基準額以上である方は申込みできます。

借上型市営住宅（単身用） 申込みチェックリスト

抽選番号が加算される場合があるため、全ての項目を確認してください。

②1DK（単身者用）入居資格条件

※年齢要件の基準日は、入居可能日の前日時点とします。

60歳以上の者	
---------	--

次のいずれかに該当する者	
1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている者	
1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
④、A又はBの療育手帳の交付を受けている者	
戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者）の交付を受けている者	
被爆者手帳の交付を受けている者	
本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者	
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等	

次ページへ続く

借上型市営住宅（単身用） 申込みチェックリスト

②1DK（単身者用）入居資格条件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当する者	
配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者	
配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に規定する女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認書等が発行されている者	

特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者	
---------------------	--

離職退去者で次の各号の全てに該当する者	
派遣契約の停止や有期契約による労働者の雇止め等に伴い、社員寮等から退去を余儀なくされた者（見込みの者を含む。）であること。	
ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要であると認められる者であること	

※

離職退去者の入居に係る取扱いについて

離職退去者の入居が決まった場合には、次のとおり取扱うこととなります。

- ①市営住宅に入居できる期間は、原則として入居可能日から起算して1年以内となります。
- ②原則として、住居確保給付金制度を利用して再就職活動を進めていただきます。

I 入居期間中における修繕負担区分(建設型市営住宅)

項目	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
天井	塗装、クロスの張替		○	
	天井板の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去		○	
内壁	塗装及びクロスの張替、清掃		○	
	木部の修理、塗装		○	
	結露による腐食、破損、カビの除去		○	
畳	畳表の裏返し、表替え		○	
	畳床の取替	○		
	畳下地の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去		○	
床	床板(フローリング)、クッションフロアの修理・清掃		○	
	床板(フローリング)、クッションフロアの取替	○		
	床下地の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去		○	
ベランダ	手摺の修理及び取替	○		
	手摺の塗装		○	
	物干し金物の修理	○		
	隔板の修理及び取替	○		
玄関	扉の修理及び取替	○		
	枠の修理及び取替	○		
	ドアクローザの取替、修理	○		
	ドアクローザの調整		○	
	錠の修理及び取替	○		
	郵便受けの修理		○	
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替	○		
木製建具	襖、障子の張替		○	
	襖、障子の枠、棧の修理及び取替		○	
	扉の修理		○	
	扉の取替	○		
	敷居、鴨居の修繕及び取替	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替		○	
	レールの修理及び取替		○	
	戸車の修理及び取替		○	
金属製建具	ガラスの取替		○	
	サッシ戸の修理及び取替	○		
	枠の修理及び取替	○		
	ビート、パテの取替		○	
	戸車の修理及び取替	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替		○	
	ガラスの取替		○	
	網戸の修理及び取替		○	
	網戸の枠の修理及び取替		○	
網戸の網取替		○		
収納	押入れの棚板の修理		○	
	ベランダ・玄関物入れの棚板の修理		○	
	ベランダ・玄関物入れの扉の修理		○	
	ベランダ・玄関物入れの扉の取替	○		
	下駄箱の棚の修理		○	
	下駄箱の戸の修理及び取替		○	
台所	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替		○	
	流し台、ガス台の修理		○	
	流し台、ガス台の取替	○		
	流しのトラップの修理及び取替		○	
	戸棚の修理		○	
洗面所 洗濯場	流し台、ガス台の扉等の修理及び取替		○	
	洗面台の修理		○	
	洗面台の取替	○		
	ゴム栓の修理及び取替		○	
	洗面器のトラップの修理及び取替		○	
	鏡の修理及び取替		○	
	洗濯排水接続部分の修理及び取替		○	
タオル掛けの修理及び取替		○		

I 入居期間中における修繕負担区分(建設型市営住宅)

項目	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
浴室	風呂釜、浴槽の修理及び取替		○	市設置の物は、市負担
	浴槽のゴム栓、玉鎖及びパッキンの取替		○	
	給湯器の修理及び取替		○	
	トラップの修理及び取替		○	
	コーキングの修理		○	
	給湯器リモコンの修理及び取替		○	
	タオル掛けの修理及び取替		○	
	手摺の修理及び取替		○	
便所	便器及びタンクの修理及び取替	○		
	便器及びタンクの付属品の修理及び取替 (パッキン、ゴムフロート、タンク給水管等)		○	
	便座の修理・取替		○	
	洗浄管の取替	○		
	ペーパーホルダーの修理及び取替		○	
	便器、排水管の詰まり清掃		○	
	タオル掛けの修理及び取替		○	
	手摺の修理及び取替		○	
給水設備	給水栓の修理及び取替		○	
	コマ、パッキンの取替		○	
	混合水栓の取替	○		
	混合水栓の修理		○	
排水設備	共用排水管の修理及び取替	○		
	共用排水管の清掃		○	
	各戸の排水管の修理及び取替	○		
	各戸の排水管の清掃		○	
	ベランダ雨水管の清掃		○	
電気設備	分電盤の修理及び取替	○		
	照明器具の修理		○	
	電球、蛍光管及びグローランプの取替		○	
	スイッチ及び同プレートの修理及び取替		○	
	コンセント及び同プレートの修理及び取替		○	
	アース端末の修理及び取替		○	
	シーリング、コード及びソケットの修理及び取替		○	
	テレビ接続端子の修理及び取替		○	
	電話用プレートの修理及び取替		○	
	壁付換気扇の修理及び取替		○	
	換気扇付属フィルター及びフードの修理及び取替		○	
チャイム及びインターホンの修理及び取替		○		
ガス設備	ガスコックの修理及び取替		○	
	ガスホースの修理及び取替		○	
共用電灯	階段灯、廊下灯等の電球、蛍光管及びグローランプ・ヒューズ・スイッチ・タイマー・自動点滅器の取		○	自治会の中で対応
	階段灯、廊下灯等の器具の修理		○	
	外灯(電球・水銀灯を含む)の修理	○		自治会の中で対応
	階段灯、廊下灯、外灯の器具の取替	○		
エントランス 階段室 廊下等	表札の修理及び取替	○		
	手摺の修理及び取替	○		
	窓手摺の修理及び取替	○		
	窓手摺の塗装		○	
	PS扉の修理及び取替	○		
	屋上マンホールの修理及び取替	○		
	掲示板の修理及び取替	○		
	集合郵便箱の取替	○		
その他	害虫駆除(ノミ、シラミ、ダニ類、南京虫、ネズミ、ゴキブリ、及び食材害虫類)		○	

※入居者の責めに帰すべき事由(故意・過失)によるものは入居者負担とする。
 入居後1年未満の修繕については、入居者の責めに帰すべき事由(故意・過失)を除き、原則として市が負担する。また、前入居者が設置したものについての修繕は、原則入居者が負担する。
 台風・地震等の自然災害による修繕については、市が負担する。
 その他修繕が発生した場合は、別途協議するものとする。

II 退去時における修繕負担区分(建設型市営住宅)

項目	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
天井	塗装、クロスの張替	○		
	天井板の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去	○		
内壁	塗装及びクロス張替、清掃	○		
	木部の修理、塗装	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去	○		
畳	畳表の表替え		○	
	畳床の取替	○		
	畳下地の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去	○		
床	床板(フローリング)、クッションフロアの修理・清掃	○		
	床板(フローリング)、クッションフロアの取替	○		
	床下地の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去	○		
ベランダ	手摺の修理及び取替	○		
	手摺の塗装	○		
	物干し金物の修理	○		
	隔板の修理及び取替	○		
玄関	扉の修理及び取替	○		
	枠の修理及び取替	○		
	ドアクローザの取替、修理	○		
	ドアクローザの調整	○		
	錠の修理及び取替	○		
	郵便受けの修理	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替	○		
木製建具	襖、障子の張替	○		
	襖、障子の枠、棧の修理及び取替	○		
	扉の修理	○		
	扉の取替	○		
	敷居、鴨居の修繕及び取替	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替	○		
	レールの修理及び取替	○		
	戸車の修理及び取替	○		
	ガラスの取替		○	破損時
金属製建具	サッシ戸の修理及び取替	○		
	枠の修理及び取替	○		
	ビート、パテの取替	○		
	戸車の修理及び取替	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替	○		
	ガラスの取替		○	破損時
	網戸の修理及び取替	○		
	網戸の枠の修理及び取替	○		
	網戸の網取替	○		
収納	押入れの棚板の修理	○		
	ベランダ・玄関物入れの棚板の修理	○		
	ベランダ・玄関物入れの扉の修理	○		
	ベランダ・玄関物入れの扉の取替	○		
	下駄箱の棚の修理	○		
	下駄箱の戸の修理及び取替	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替	○		
台所	流し台、ガス台の修理	○		
	流し台、ガス台の取替	○		
	流しのトラップの修理及び取替	○		
	戸棚の修理	○		
	流し台、ガス台の扉等の修理及び取替	○		
洗面所 洗濯場	洗面台の修理	○		
	洗面台の取替	○		
	ゴム栓の修理及び取替	○		
	洗面器のトラップの修理及び取替	○		
	鏡の修理及び取替	○		
	洗濯排水接続部分の修理及び取替	○		
	タオル掛けの修理及び取替	○		

II 退去時における修繕負担区分(建設型市営住宅)

項目	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
浴室	風呂釜、浴槽の修理及び取替	○		
	浴槽のゴム栓、玉鎖及びパッキンの取替	○		
	給湯器の修理及び取替	○		
	トラップの修理及び取替	○		
	コーキングの修理	○		
	給湯器リモコンの修理及び取替	○		
	タオル掛けの修理及び取替	○		
	手摺の修理及び取替	○		
便所	便器及びタンクの修理及び取替	○		
	便器及びタンクの付属品の修理及び取替 (パッキン、ゴムフロート、タンク給水管等)	○		
	便座の修理・取替	○		
	洗浄管の取替	○		
	ペーパーホルダーの修理及び取替	○		
	便器、排水管の詰まり清掃	○		
	タオル掛けの修理及び取替	○		
	手摺の修理及び取替	○		
給水設備	給水栓の修理及び取替	○		
	コマ、パッキンの取替	○		
	混合水栓の取替	○		
	混合水栓の修理	○		
排水設備	共用排水管の修理及び取替	○		
	共用排水管の清掃	○		
	各戸の排水管の修理及び取替	○		
	各戸の排水管の清掃	○		
	ベランダ雨水管の清掃	○		
電気設備	分電盤の修理及び取替	○		
	照明器具の修理	○		
	電球、蛍光管及びグローランプの取替	○		
	スイッチ及び同プレートの修理及び取替	○		
	コンセント及び同プレートの修理及び取替	○		
	アース端末の修理及び取替	○		
	シーリング、コード及びソケットの修理及び取替	○		
	テレビ接続端子の修理及び取替	○		
	電話用プレートの修理及び取替	○		
	壁付換気扇の修理及び取替	○		
	換気扇付属フィルター及びフードの修理及び取替	○		
チャイム及びインターホンの修理及び取替	○			
ガス設備	ガスコックの修理及び取替	○		
	ガスホースの修理及び取替	○		
共用電灯	階段灯、廊下灯等の電球、蛍光管及びグローランプ・ヒューズ・スイッチ・タイマー・自動点滅器の取		○	自治会の中で対応
	階段灯、廊下灯等の器具の修理		○	自治会の中で対応
	外灯(電球・水銀灯を含む)の修理	○		
	階段灯、廊下灯、外灯の器具の取替	○		
エントランス 階段室 廊下等	表札の修理及び取替	○		
	手摺の修理及び取替	○		
	窓手摺の修理及び取替	○		
	窓手摺の塗装	○		
	PS扉の修理及び取替	○		
	屋上マンホールの修理及び取替	○		
	掲示板の修理及び取替	○		
	集合郵便箱の取替	○		
その他	害虫駆除(ノミ、シラミ、ダニ類、南京虫、ネズミ、ゴキブリ、及び食材害虫類)	○		

※入居者の責めに帰すべき事由(故意・過失)によるものは入居者負担とする。
 台風・地震等の自然災害による修繕については、市が負担する。
 その他修繕が発生した場合は、別途協議するものとする。

I 入居期間中における修繕負担区分(借上型市営住宅)

項目	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
天井	塗装、クロスの張替		○	
	天井板の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去		○	
内壁	塗装及びクロス張替、清掃		○	
	木部の修理		○	
	結露による腐食、破損、カビの除去		○	
畳	畳表の裏返し、表替え		○	
	畳床の取替	○		
	畳下地の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去		○	
床	床板(フローリング)、クッションフロアの修理・清掃		○	
	床板(フローリング)、クッションフロアの取替	○		
	床下地の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去		○	
ベランダ	手摺の修理及び取替	○		
	物干し金物の修理	○		
	隔板の修理及び取替	○		
玄関	扉の修理及び取替	○		
	枠の修理及び取替	○		
	ドアクローザの取替、修理	○		
	ドアクローザの調整		○	
	錠の修理及び取替	○		
	郵便受けの修理		○	
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替	○		
木製建具	襖、障子の張替		○	
	襖、障子の枠、棧の修理及び取替		○	
	扉の修理		○	
	扉の取替	○		
	敷居、鴨居の修繕及び取替	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替		○	
	レールの修理及び取替		○	
	戸車の修理及び取替		○	
	ガラスの取替		○	
金属製建具	サッシ戸の修理及び取替	○		
	枠の修理及び取替	○		
	ビート、パテの取替		○	
	戸車の修理及び取替	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替		○	
	ガラスの取替		○	
	網戸の修理及び取替	○		
	網戸の枠の修理及び取替	○		
網戸の網取替		○		
収納	押入れの棚板の修理		○	
	ベランダ・玄関物入れの棚板の修理		○	
	ベランダ・玄関物入れの扉の修理		○	
	ベランダ・玄関物入れの扉の取替	○		
	下駄箱の棚の修理		○	
	下駄箱の戸の修理及び取替	○		
蝶番、ノブ、その他付属金物の取替		○		
台所	流し台、ガス台の修理	○		
	流し台、ガス台の取替	○		
	流しのトラップの修理及び取替		○	
	戸棚の修理		○	
	流し台、ガス台の扉等の修理及び取替		○	
洗面所 洗濯場	洗面台の修理		○	
	洗面台の取替	○		
	ゴム栓の修理及び取替		○	
	洗面器のトラップの修理及び取替		○	
	鏡の修理及び取替		○	
	洗濯排水接続部分の修理及び取替		○	
	洗濯防水パンの修理		○	
	洗濯防水パンの取替	○		
	洗濯防水パンのトラップの修理及び取替		○	
タオル掛けの修理及び取替		○		

I 入居期間中における修繕負担区分(借上型市営住宅)

項目	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
浴室	浴槽の修理及び取替	○		
	浴槽のゴム栓、玉鎖及びパッキンの取替		○	
	給湯器の修理及び取替	○		
	トラップの修理及び取替		○	
	コーキングの修理		○	
	給湯器リモコンの修理及び取替	○		
	タオル掛けの修理及び取替		○	
	手摺の修理及び取替	○		
便所	便器及びタンクの修理及び取替	○		
	便器及びタンクの付属品の修理及び取替 (パッキン、ゴムフロート、タンク給水管等)		○	
	便座の修理・取替		○	
	洗浄管の取替	○		
	ペーパーホルダーの修理及び取替		○	
	便器、排水管の詰まり清掃		○	
	タオル掛けの修理及び取替		○	
	手摺の修理及び取替		○	
給水設備	給水栓の修理及び取替		○	
	コマ、パッキンの取替		○	
	混合水栓の取替	○		
	混合水栓の修理		○	
排水設備	共用排水管の修理及び取替	○		
	共用排水管の清掃	○		
	各戸の排水管の修理及び取替	○		
	各戸の排水管の清掃		○	
	ベランダ雨水管の清掃		○	
電気設備	分電盤の修理及び取替	○		
	照明器具の修理		○	
	電球、蛍光管及びグローランプの取替		○	
	スイッチ及び同プレートの修理及び取替		○	
	コンセント及び同プレートの修理及び取替		○	
	アース端末の修理及び取替		○	
	シーリング、コード及びソケットの修理及び取替		○	
	テレビ接続端子の修理及び取替		○	
	電話用プレートの修理及び取替		○	
	ダクト式換気扇の修理		○	
	ダクト式換気扇の取替	○		
	換気扇付属フィルター及びフードの修理及び取替		○	
チャイム及びインターホンの修理及び取替	○			
ガス設備	ガスコックの修理及び取替		○	
	ガスホースの修理及び取替		○	
共用電灯	外灯(電球・水銀灯を含む)の修理	○		
	階段灯、廊下灯、外灯の器具の取替	○		
エントランス 階段室 廊下等	表札の修理及び取替	○		
	手摺の修理及び取替	○		
	窓手摺の修理及び取替	○		
	PS扉の修理及び取替	○		
	屋上マンホールの修理及び取替	○		
	掲示板の修理及び取替	○		
その他	集合郵便箱の取替	○		
	害虫駆除(ノミ、シラミ、ダニ類、南京虫、ネズミ、ゴキブリ、及び食材害虫類)		○	

※入居者の責めに帰すべき事由(故意・過失)によるものは入居者負担とする。
 入居後1年未満の修繕については、入居者の責めに帰すべき事由(故意・過失)を除き、原則として市が負担する。
 また、前入居者が設置したものについての修繕は、原則入居者が負担する。
 台風・地震等の自然災害による修繕については、市が負担する。
 その他修繕が発生した場合は、別途協議するものとする。

Ⅱ 退去時における修繕負担区分(借上型市営住宅)

項目	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
天井	塗装、クロスの張替	○		
	天井板の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去	○		
内壁	塗装及びクロスの張替、清掃	○		
	木部の修理	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去	○		
畳	畳表の表替え		○	
	畳床の取替	○		
	畳下地の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去	○		
床	床板(フローリング)、クッションフロアの修理・清掃	○		
	床板(フローリング)、クッションフロアの取替	○		
	床下地の修理及び取替	○		
	結露による腐食、破損、カビの除去	○		
ベランダ	手摺の修理及び取替	○		
	物干し金物の修理	○		
	隔板の修理及び取替	○		
玄関	扉の修理及び取替	○		
	枠の修理及び取替	○		
	ドアクローザの取替、修理	○		
	ドアクローザの調整	○		
	錠の修理及び取替	○		
	郵便受けの修理	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替	○		
木製建具	襖、障子の張替	○		
	襖、障子の枠、棧の修理及び取替	○		
	扉の修理	○		
	扉の取替	○		
	敷居、鴨居の修繕及び取替	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替	○		
	レールの修理及び取替	○		
	戸車の修理及び取替	○		
	ガラスの取替		○	破損時
金属製建具	サッシの修理及び取替	○		
	枠の修理及び取替	○		
	ビート、パテの取替	○		
	戸車の修理及び取替	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替	○		
	ガラスの取替		○	破損時
	網戸の修理及び取替	○		
	網戸の枠の修理及び取替	○		
	網戸の網取替	○		
収納	押入れの棚板の修理	○		
	ベランダ・玄関物入れの棚板の修理	○		
	ベランダ・玄関物入れの扉の修理	○		
	ベランダ・玄関物入れの扉の取替	○		
	下駄箱の棚の修理	○		
	下駄箱の戸の修理及び取替	○		
	蝶番、ノブ、その他付属金物の取替	○		
台所	流し台、ガス台の修理	○		
	流し台、ガス台の取替	○		
	流しのトラップの修理及び取替	○		
	戸棚の修理	○		
	流し台、ガス台の扉等の修理及び取替	○		
洗面所 洗濯場	洗面台の修理	○		
	洗面台の取替	○		
	ゴム栓の修理及び取替	○		
	洗面器のトラップの修理及び取替	○		
	鏡の修理及び取替	○		
	洗濯排水接続部分の修理及び取替	○		
	洗濯防水パンの修理	○		
	洗濯防水パンの取替	○		
	洗濯防水パンのトラップの修理及び取替	○		
	タオル掛けの修理及び取替	○		

Ⅱ 退去時における修繕負担区分(借上型市営住宅)

項目	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
浴室	浴槽の修理及び取替	○		
	浴槽のゴム栓、玉鎖及びパッキンの取替	○		
	給湯器の修理及び取替	○		
	トラップの修理及び取替	○		
	コーキングの修理	○		
	給湯器リモコンの修理及び取替	○		
	タオル掛けの修理及び取替	○		
	手摺の修理及び取替	○		
便所	便器及びタンクの修理及び取替	○		
	便器及びタンクの付属品の修理及び取替 (パッキン、ゴムフロート、タンク給水管等)	○		
	便座の修理・取替	○		
	洗浄管の取替	○		
	ペーパーホルダーの修理及び取替	○		
	便器、排水管の詰まり清掃	○		
	タオル掛けの修理及び取替	○		
	手摺の修理及び取替	○		
給水設備	給水栓の修理及び取替	○		
	コマ、パッキンの取替	○		
	混合水栓の取替	○		
	混合水栓の修理	○		
排水設備	共用排水管の修理及び取替	○		
	共用排水管の清掃	○		
	各戸の排水管の修理及び取替	○		
	各戸の排水管の清掃	○		
	ベランダ雨水管の清掃	○		
電気設備	分電盤の修理及び取替	○		
	照明器具の修理	○		
	電球、蛍光管及びグローランプの取替	○		
	スイッチ及び同プレートの修理及び取替	○		
	コンセント及び同プレートの修理及び取替	○		
	アース端末の修理及び取替	○		
	シーリング、コード及びソケットの修理及び取替	○		
	テレビ接続端子の修理及び取替	○		
	電話用プレートの修理及び取替	○		
	ダクト式換気扇の修理	○		
	ダクト式換気扇の取替	○		
	換気扇付属フィルター及びフードの修理及び取替	○		
チャイム及びインターホンの修理及び取替	○			
ガス設備	ガスコックの修理及び取替	○		
	ガスホースの修理及び取替	○		
	外灯(電球・水銀灯を含む)の修理	○		
	階段灯、廊下灯、外灯の器具の取替	○		
エントランス 階段室 廊下等	表札の修理及び取替	○		
	手摺の修理及び取替	○		
	窓手摺の修理及び取替	○		
	PS扉の修理及び取替	○		
	屋上マンホールの修理及び取替	○		
	掲示板の修理及び取替	○		
その他	集合郵便箱の取替	○		
	害虫駆除(ノミ、シラミ、ダニ類、南京虫、ネズミ、ゴキブリ、及び食材害虫類)	○		

※入居者の責めに帰すべき事由(故意・過失)によるものは入居者負担とする。
台風・地震等の自然災害による修繕については、市が負担する。

申込み手続き

① 注意事項（必ずお読みください）

抽選又は当選者辞退による繰上げ当選により入居予定者となった方が、正当な理由なく期日内に資格審査手続きを行わない場合又は資格審査合格後に入居を辞退する場合は、次回の市営住宅入居者募集には応募できません。

申込要件、市営住宅の所在地や入居期間等を十分に検討した上で申込みをしてください。

② 入居申込時に必要な書類について

(1) 入居申込みをされる方は、次ページに添付しております「草加市営住宅入居申込書」に必要事項を記入してください。

申込みに当たり、申込者及び入居しようとする親族の個人番号（マイナンバー）が必要となります。また、提出の際に本人確認を行います。詳細はP 5 2を参照してください。

※ 資格審査において要件を満たしていないことが確認された場合失格となりますので、必ずご自身で申込みチェックリストをご確認の上、お申し込みください。

…「申込みチェックリスト（建設型市営住宅）」P 1 4～2 3

…「申込みチェックリスト（借上型市営住宅）」P 3 0～3 7

(2) 「市営住宅入居申込書」を申込期間内に、住宅政策課へ提出してください。

申込方法

持参又は郵送(締切日消印有効)

申込期間

令和7年（2025年）7月1日（火）から

令和7年（2025年）7月22日（火）まで

(表)
市営住宅入居申込書

受 付 番 号

(宛先)草加市長 宛て

市営住宅入居の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を承知の上、次のとおり申し込みます。また、市営住宅への入居を申請するとともに、世帯の課税状況、資産税情報、納税情報を照会されることに同意します。

住所		〒 草加市		電話・FAX 番号	()							
勤務先	所在地	〒			電 話 番 号	()						
	名 称											
入居しようとする親族(婚約者等も含む)	続柄	フリガナ氏名	生年月日	年齢	手帳番号等を記入				手帳の等級を記入			
			年 月 日		手帳の交付を受けている場合は、手帳番号等を記入してください。該当する項目を○で囲んでください。							
	本人	(個人番号)			手帳番号等 ()				手帳の等級 ()			
					身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病	
		(個人番号)			手帳番号等 ()				手帳の等級 ()			
					身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病	
		(個人番号)			手帳番号等 ()				手帳の等級 ()			
					身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病	
入居を希望する市営住宅	番 号			住 宅 名								
				市営 住宅								
申告事項	次の事項に該当する場合は、欄右側の数字を○で囲んでください。											
	20歳未満の子を扶養している者で配偶者のない者										1	
	申込者本人がDV被害者であり、女性自立支援施設等での保護の終了の日又は裁判所の保護命令が効力を生じた日から5年以内の者である。 (施設又は裁判所名：) (保護の終了の日又は保護命令のあった日 年 月 日)										2	
	申込者本人がDV被害者であり、女性相談支援センター等においてDVに係る保護(相談)があった旨の認定を受けた者										3	
その他 ()										4		
住宅に困窮している事情(該当の数字を○で囲んでください。)	1 住宅以外の建物又は場所に居住	2 保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住	3 居住困難な同居	4 住宅がないため親族と別居	5 住宅の規模・設備等で衛生上又は風教上不適切な居住	6 正当な立退き要求	7 収入に対して著しく過大な家賃	8 その他 ()				

※ 太線の枠内にボールペンで必要事項を記入してください。裏面も確認してください。

(裏)

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族及び婚約者等を含む。）が暴力団員（草加市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議がないこと、優先的な抽選を受けられる世帯であっても、その記入がないときは優先的な抽選が受けられないことに異議がないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

＜入居申込書の書き方＞

次の注意事項をご覧になり、裏面の記入例を参考に、該当する場所に記入をしてください。

募集対象者の要件を満たしていない方や記入漏れ、未記入、誤記入及び読みとれない部分等がある場合には、受付できない場合や、失格となる場合がありますので、よく確認してください。

※フリガナは、カタカナで記入してください。

- ① 申込日は、実際に申込む日を記入してください。
- ② 申込者の氏名を記入してください。
- ③ 住所は番地（アパート等にお住まいの方はアパート名・号室）を略さず記入してください。また、日中にご連絡が取れる電話番号（携帯電話可）を記入してください。
- ④ 入居しようとする親族（婚約者を含む）を漏れなく記入してください。
なお、単身で申込む場合は、本人の欄に氏名等を記入してください。
- ⑤ 年齢は、申込日現在で記入してください。
- ⑥ 続柄は、同居する方がいる場合は「夫」や「妻」、「子」などを記入してください。なお、内縁関係の方は「内縁の夫」や「内縁の妻」、パートナーシップ及びファミリーシップ関係の方は「パートナー」「ファミリー」と記入してください。
- ⑦ 該当する項目を選択、及び記入をしてください。なお、障がい者の優遇抽選資格は、1人1要件となるため、複数の障がいをお持ちの方は、障がいの程度が一番重いものを1つ記入してください。
- ⑧ 入居者募集案内（P 1～3）「4 募集住宅について」に記載してあります番号・住宅名を記入してください。
- ⑨ 母子、父子世帯（ひとり親世帯）に該当する方のみ選択してください。
※別居中、離婚調停中、又は婚約者や内縁関係の相手がいる方は該当しません。
- ⑩ 申込者本人がDV被害者であり、女性自立支援施設又は母子生活支援施設での保護の終了の日又は裁判所の保護命令が効力を生じた日から5年以内の方のみ選択してください。
- ⑪ 申込者本人がDV被害者であり、女性相談支援センター等においてDVに係る保護（相談）があった旨の認定を受けた方のみ選択してください。
- ⑫ 生活保護を受給している等、申し送り事項があれば記載してください。
- ⑬ 住宅に困窮している事情の内、いずれかを選択してください。

記入例

(宛先)草加市長

宛て

①

市営住宅入居の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を承知の上、次のとおり申し込みます。また、市営住宅への入居を申請するとともに、世帯の課税状況、資産税情報、納税情報を照会されることに同意します。

申込日 令和7年 7月 1日

②

申込者氏名 草加 太郎

③

住所 〒340-0016 草加市中央1-1-8 草加アパート102

電話・FAX番号 048(000)0000

勤務先 所在地 〒340-8550 草加市中央1-1-1

名称 草加市役所

電話番号 048(922)0151

④

入居しようとする親族(婚姻者等も含む) 続柄 フリガナ 生年月日 年齢

手帳番号等を記入 手帳の等級を記入
手帳の交付を受けている場合は、手帳番号等を記入してください。該当する項目を○で囲んでください。

⑤

本人 ソウカ タロウ 草加 太郎 昭和35 11 1 62

手帳番号等 () 手帳の等級 ()
身体障害 精神障害 知的障害 戦傷病者 被爆者 引揚者 ハンセン病

⑥

妻 ソウカ ハナコ 草加 花子 昭和38 9 4 59

手帳番号等 (000000) 手帳の等級 (2)
身体障害 精神障害 知的障害 戦傷病者 被爆者 引揚者 ハンセン病

⑦

(個人番号) () () () ()

手帳番号等 () 手帳の等級 ()
身体障害 精神障害 知的障害 戦傷病者 被爆者 引揚者 ハンセン病

⑧

(個人番号) () () () ()

手帳番号等 () 手帳の等級 ()
身体障害 精神障害 知的障害 戦傷病者 被爆者 引揚者 ハンセン病

入居を希望する市営住宅 番号 1324 住宅名 柳島 住宅

⑨

次の事項に該当する場合は、欄右側の数字を○で囲んでください。

⑩

申告事項 20歳未満の子を扶養している者で配偶者のない者 1

⑪

申告事項 申込者本人がDV被害者であり、女性自立支援施設等での保護の終了の日又は裁判所の保護命令が効力を生じた日から5年以内の者である。(施設又は裁判所名:) (保護の終了の日又は保護命令のあった日 年 月 日) 2

⑫

申告事項 申込者本人がDV被害者であり、女性相談支援センター等においてDVに係る保護(相談)があった旨の認定を受けた者 3

⑬

申告事項 その他 () 4

住宅に困窮している事情(該当の数字を○で囲んでください。) 1 住宅以外の建物又は場所に居住 5 住宅の規模・設備等で衛生上又は風教上不適切な居住 2 保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住 6 正当な立退き要求 3 居住困難な同居 7 収入に対して著しく過大な家賃 4 住宅がないため親族と別居 8 その他 ()

※ 太線の枠内にボールペンで必要事項を記入してください。裏面も確認してください

個人番号（マイナンバー）提供に伴う本人確認について

入居申込みに当たって個人番号を提供いただく際に、次の書類等による本人確認が必要です。

【申請者（本人）が窓口にて申込みする場合】

・次の①～②の提示が必要です（記載書類のうち各1点）。

①番号確認 （申請者（本人）のみ）	・個人番号カード（裏面） ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し
②身元確認 （申請者（本人）のみ）	・個人番号カード（表面） ・写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポートなど）

【申請者（本人）が郵送にて申込みする場合】

・次の①～②の同封が必要です（記載書類のうち各1点）。

①番号確認 （申請者（本人）のみ）	・個人番号カード（裏面）の写し ・通知カードの写し ・個人番号が記載された住民票の写し
②身元確認 （申請者（本人）のみ）	・個人番号カード（表面）の写し ・写真付きの身分証明書の写し（運転免許証、パスポートなど）

【代理人（家族、友人、事業者等）が窓口にて申込みする場合】

・次の①～③の提示が必要です（記載書類のうち各1点）。

①代理権の確認	・法定代理人の場合は、戸籍謄本等 ・任意代理人（法定代理人以外）の場合は、委任状
②代理人の身元確認	・代理人の個人番号カード（表面） ・代理人の写真付き身分証明書（運転免許証、パスポートなど）
③本人の番号確認 （申請者（本人）のみ）	・個人番号カード（写し（裏面）可） ・通知カード（写し可） ・個人番号が記載された住民票の写し

【代理人（家族、友人、事業者等）が郵送にて申込みする場合】

・次の①～③の同封が必要です（記載書類のうち各1点）。

①代理権の確認	・法定代理人の場合は、戸籍謄本等 ・任意代理人（法定代理人以外）の場合は、委任状
②代理人の身元確認	・代理人の個人番号カードの写し（表面） ・代理人の写真付き身分証明書の写し（運転免許証、パスポートなど）
③本人の番号確認 （申請者（本人）のみ）	・個人番号カードの写し（裏面） ・通知カードの写し ・個人番号が記載された住民票の写し

※なお、上記に関して担当者から電話連絡をする場合があります。

資格審査手続き (当選者・繰上げ当選者のみ)

① 注意事項（必ずお読みください）

抽選又は当選者辞退による繰上げ当選により入居予定者となった方が、正当な理由なく期日内に資格審査手続きを行わない場合又は資格審査合格後に入居を辞退する場合は、次回の市営住宅入居者募集には応募できません。 予めご了承ください。

なお、資格審査合格後に入居を辞退する場合には、辞退届を提出していただきます。

② 入居資格審査に必要な書類について

当選者（入居予定者）となられた方は、次ページ以降に記載しております書類を揃えて、別途お知らせする期日までに住宅政策課へ提出してください。

〈入居資格審査に必要な書類〉

1 必ず提出が必要な書類

次のいずれかの書類をご提出ください。

現在のお住まいについて	必要書類
民営の借家等にお住まいの方	賃貸借契約書の写し（審査時点で契約期間内のもの）
親族等の家にお住まいの方	家屋等の固定資産評価証明書（所有権の記載のあるもの） <input checked="" type="checkbox"/> （又は所有者の同意書（次ページを参照））

2 次の事柄に当てはまる方だけ必要な書類

事柄	必要書類									
配偶者のいない成人	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（配偶者がいないことを確認するため） <input checked="" type="checkbox"/>									
寡婦・ひとり親控除に該当する方	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（配偶者の死亡等を確認するため） <input checked="" type="checkbox"/>									
同居予定者が現在別世帯の場合	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（続柄を確認するため） <input checked="" type="checkbox"/>									
同居予定の方で現在市外に住所を有している方	課税証明書 <input checked="" type="checkbox"/> または非課税証明書 <input checked="" type="checkbox"/> *まれに他市町村が発行するもので所得金額の記載のないものがあります。その場合、所得証明書も必要になりますので、証明書の申請前に、所得金額の記載の有無を確認してください。									
市県民税または所得税の確定申告が未申告の方	申告をしていただいた上で発行される課税証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 又は非課税証明書 <input checked="" type="checkbox"/>									
単身入居を希望する方	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（配偶者がいないことを確認するため）<input checked="" type="checkbox"/> ・単身入居の入居資格のための申立書 									
母子、父子世帯	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（配偶者がいないことを確認するため。なお、親子別戸籍の場合は双方のものが必要） <input checked="" type="checkbox"/>									
障がい者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">障がい者</td> <td style="padding-right: 5px;">身体障がい者</td> <td>身体障害者手帳の写し</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;"></td> <td style="padding-right: 5px;">精神障がい者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳の写し</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;"></td> <td style="padding-right: 5px;">知的障がい者</td> <td>療育手帳の写し</td> </tr> </table>	障がい者	身体障がい者	身体障害者手帳の写し		精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の写し		知的障がい者	療育手帳の写し
障がい者	身体障がい者	身体障害者手帳の写し								
	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の写し								
	知的障がい者	療育手帳の写し								
離職退去者	草加市市営住宅入居あっせん書（ハローワークにおいて発行したもの）									
内縁関係にある方	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）<input checked="" type="checkbox"/>（配偶者がいないことを確認するため） ・内縁関係申立書 									
婚姻予定の方	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 									

※裏面もご確認ください。

草加市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ及びファミリーシップ関係にある方	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓書受領証又は宣誓書受領カードの写し ・（宣誓受領証又は宣誓書宣誓カードの発行から3ヵ月以上経過している場合）戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※
事実上婚姻関係が解消している状況にある方	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚成立後の戸籍謄本※ ・（離婚が成立していない場合）戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※及び家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている旨の証明書※又は児童扶養手当証明書※
DV被害を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターの長の証明（入所の証明） ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ・裁判所が決定した保護決定書の写し ・女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書、またはその他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認書
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書（生活支援課に請求してください）
令和6年1月2日以降に現在の職場に転職又は就職した方	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支払証明書（直近1年間）
令和6年1月2日以降に自営業を開業した方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所得等収支明細書（直近1年間） ・税務署長に提出した開業届の控えの写し
令和6年1月2日以降に退職し現在無職の方	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書（勤務当時の会社等が証明したもの）
日本国籍のない方	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍のない方全員の在留資格が永住者とわかる在留カード又は特別永住者証明書の表裏の写し ・母子（父子）世帯、配偶者のいない成人又はひとり親（寡婦）控除のいずれかに該当する場合：独身証明書※（婚姻要件具備証明書※）等、配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳（自国の大使館にお問い合わせください）

※印のあるものについては、3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。

*この他にも募集対象者要件や収入、入居者資格条件を確認するために必要な書類の提出を求めることがあります。

同意書

私、_____が所有する次の固定資産の情報について、市
が確認することに同意します。

固定資産の所在地

年 月 日

住所

氏名

印

単身入居の入居資格のための申立書

氏 名	生年月日	明 大 昭 平 年 月 日生 (歳)	男 ・ 女
現住所			

〈該当するものに丸印を付け、又は記入欄に記入してください。〉

1. あなたは単身で日常生活を営む上で何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。

- ①必要とする ②必要としない

※下記質問「4」に掲げる項目に照らしてお答えください。

◎上記1で「必要としない」とお答えになった方は、5. 「生活の相談ができる親族」に関する事項のみお答えください。

2. 現在のあなたのお住い等状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のお住まい等は

- ①住宅 ②施設・病院等 ③その他(具体的に)

(2) 住宅にお住いの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

- ①1階 ②2階 (エレベータの有無：有・無) ③3階以上 (エレベータの有無：有・無)

・同居している方は

- ①いる ②いない

(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設・病院等の名称は()

・施設・病院等の種類は①特別養護老人ホーム ②障害者療護施設 ③病院・診療所

④その他()

・現在の施設、病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

()

3. 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない

市町村の認定を受けている場合はその内容 (要支援、[要介護1、2、3、4、5])

(2) 日常生活においてなにか福祉器具を使用していますか。

- ①使用している 福祉器具の種類() ② 使用していない

4. あなたの現在の日常生活における介護(介助・援助)の状況等についておたずねします。

裏面表中の該当する欄に丸印を記入してください。また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込をした市営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください。

項 目	①現在の日常生活において介護(介助・援助)を必要としていますか			②①において介護が必要と答えた場合、現在の介護(介助・援助)をどこから受けていますか			③①において介護(介助・援助)が必要と答えた場合、市営住宅に入居したときにどこから介護(介助・援助)を受ける予定ですか			
	不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介護保険 による居 宅サービ ス	介護保険以外によ る介助・援助		介護保険 による居 宅サービ ス	介護保険以外によ る介助・援助		
					公的機関 (市、保健 所、支援セ ンターなど)	民間(ボラ ンティア団体、 NPO、親族 など)		公的機関 (市、保健 所、支援セ ンターなど)	民間(ボラ ンティア団体、 NPO、親族 など)	
基本的な動作	居室における移動									
	食 事									
	お 風 呂									
	ト イ レ									
	着 替 え									
その他	炊事・洗濯・掃除など、ふだんの家事									
	相 談									
	見 守 り									

○現在受けている介護(介助・援助)について、内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

{ }

○現在受けている医療(訪問看護・通院、服薬、急に持病の症状が出た時の方法など)があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

{ }

○入居申込をした市営住宅において受けることを予定している介護(介助・援助)について、内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

{ }

5. 生活の相談ができる親族(2名)の氏名、住所、年齢、電話・FAX番号、続柄をご記入ください。

氏 名	住 所	年 齢	電 話・FAX番 号	続 柄

以上の申立のとおり相違ありません。

また、草加市が単身入居者資格の認定を行うに際し、福祉主管部局等に意見を求める必要がある場合において、本申立書及び面接等の調査で知った事項について、福祉主管部局等に情報提供することに同意します。

年 月 日

草加市長 宛て

氏 名

印

給与支払証明書

氏名		採用年月日	年 月 日	職種		扶養親族	人
----	--	-------	-------	----	--	------	---

年月	基本給	賞与	時間外勤務手当	その他の手当	月計
年					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

年 月 日

所在地.....

名称及び

給与支払者

代表者氏名.....

電話・FAX番号.....

*給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し、社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

[記載上の注意]・・・給与支払者様へ

- ア さかのぼって1年間（勤務が1年に満たない場合は、その当月だけ）記入してください。（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に転記してください。
- ウ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- エ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- オ 通勤手当等の非課税部分は記入しないでください。

収入基準月額の算出方法

年間総収入金額 → 所得金額を算出 → 控除額を差し引く → 収入月額を求める

年金の方

年間総収入金額から所得金額を算出する方法

年齢	年金の収入額	所得金額に直す計算式
65歳以上	基準日に1,100,000円まで	0円とする。
	1,100,001円から3,299,999円まで	年金の金額 - 1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	年金の金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	年金の金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円から	年金の金額 × 0.95 - 1,455,000円
65歳未満	基準日に600,000円まで	0円とする。
	600,001円から1,299,999円まで	年金の金額 - 600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	年金の金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	年金の金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円から	年金の金額 × 0.95 - 1,455,000円

・課税証明書
・源泉徴収票がある場合はここから始めます。

年間総所得金額※

給与収入の方

年間総収入金額から所得金額を算出する方法

年間総収入額	端数処理	年間総所得金額	
550,999円以下	端数処理しない	0円とする。	
551,000円以上	1,618,999円以下は端数処理しない	総収入額 <input type="text"/> - 550,000円	
	1,619,000円以上1,619,999円以下		は1,619,000円
	1,620,000円以上1,621,999円以下		は1,620,000円
	1,622,000円以上1,623,999円以下		は1,622,000円
	1,624,000円以上1,627,999円以下		は1,624,000円
1,628,000円以上1,800,000円未満	総収入額 <input type="text"/> - 4,000	端数処理後 <input type="text"/> × 0.6 + 100,000円	
1,800,000円以上3,600,000円未満	▶(小数点以下を切り捨てる)	端数処理後 <input type="text"/> × 0.7 - 80,000円	
3,600,000円以上6,600,000円未満	<input type="text"/> × 4,000 = <input type="text"/>	端数処理後 <input type="text"/> × 0.8 - 440,000円	
6,600,000円以上8,500,000円未満	端数処理しない	総収入額 <input type="text"/> × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上	端数処理しない	総収入額 <input type="text"/> - 1,950,000円	

・課税証明書
・源泉徴収票がある場合はここから始めます。

年間総所得金額※

・課税証明書
・確定申告書の(控)がある場合はここから始めます。

年間総所得金額

控除金額の計算方法

控除種別	控除対象者	控除金額
一般控除	親族控除 申込み本人を除く同居しようとする親族で同居および同居しようとする人ならびに所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。 (収入の有無にかかわらず控除されます。)	380,000円 × 人 = 円
特	老人扶養控除 扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円 × 人 = 円
	老人控除対象配偶者控除 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人	
	特定扶養親族控除 扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円 × 人 = 円
別	障害者控除 申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア)児童相談所などから中度、軽度の知的障害者と判定された人。 (イ)精神障害者保険福祉手帳を受けている人で2、3級の人。 (ウ)身体障害者手帳の交付を受けている人で3~6級の人。 (エ)戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの人。 (オ)年齢65歳以上で障害の程度がア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている人。	270,000円 × 人 = 円
	特別障害者控除 申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア)心身喪失の状況にある人。 (イ)精神障害者保険福祉手帳を受けている人で1級の人。 (ウ)児童相談所などから重度の知的障害者と判定された人。 (エ)身体障害者手帳の交付を受けている人で1、2級の人。 (オ)戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第三項症までの人。 (カ)原子爆弾被爆者のうち厚生大臣の認定を受けている人。 (キ)年齢65歳以上で障害の程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている人。 (ク)常に就床を要し複雑な介護を要する人。	400,000円 × 人 = 円
	寡婦控除(女性のみ)(ひとり親世帯に該当しないもの) (1)夫と離婚した後婚姻していない者のうち、次の要件を満たすもの イ 扶養親族を有すること ロ 合計所得が500万円以下であること。 ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがないこと (2)夫と死別した後婚姻していない者のうち、次の要件を満たすもの イ 合計所得が500万円以下であること。	270,000円 × 人 = 円
除	ひとり親控除 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次の要件を満たすもの (1)その者と生計を一にする子を有すること。 (2)合計所得が500万円以下であること。 (3)その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがないこと	350,000円 × 人 = 円

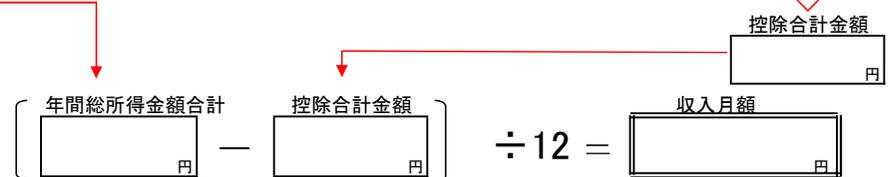
所得額が27万円未満の場合は当該所得額

所得額が35万円未満の場合は当該所得額

事業収入の方

年間の所得金額(売上 - 必要経費)

※ 年金・給与収入の場合は所得金額算定後、年間所得金額から10万円を差し引いた金額(差し引き後にマイナスとなる場合は0円)が収入認定用所得金額となります。
年金と給与の両方を受けている場合は、それぞれに適用します。



○市営柳島住宅

外観



建設年度：昭和45年
間取り：2UDK
台所兼食事室、和室2間、板間
所在地：
草加市柳島町277
階数：5階建

- ・エレベーターなし
- ・給湯設備なし（自費で設置可）
- ・エアコンなし（自費で設置可）
- ・共益費なし（自治会費あり）

居室内（居室により仕様が異なる場合があります）



○市営青柳住宅

外観



建設年度：昭和49年
間取り：2UDK
台所兼食事室、和室2間、板間
所在地：
草加市青柳8-3-10
階数：5階建

- ・エレベーターなし
- ・給湯設備なし（自費で設置可）
- ・エアコンなし（自費で設置可）
- ・共益費なし（自治会費あり）

居室内（居室により仕様が異なる場合があります）



〇市営松原第1住宅

外観



建設年度：平成20年
間取り：1DK
台所兼食事室、洋室1間
所在地：
草加市松原1-4-2
階数：9階建
入居期間：
(2028)R10.8.15まで

- ・エレベーターあり
- ・給湯設備あり
- ・エアコンなし（自費で設置可）
- ・共益費あり
(金額は年度により変動する場合があります)

居室内（居室により仕様が異なる場合があります）



〇市営松原第2住宅

外観



建設年度：平成23年
間取り：2DK
台所兼食事室、洋室1間
所在地：
草加市松原1-7-11
階数：8階建
入居期間：
(2032)R14.3.23まで

- ・エレベーターあり
- ・給湯設備あり
- ・エアコンなし（自費で設置可）
- ・共益費あり
（金額は年度により変動する場合があります）

居室内（居室により仕様が異なる場合があります）



市営住宅位置図

